

# 戦後キリスト教の道標<sup>〔1〕</sup>

——賀川豊彦と戦後天皇制——

倉橋克人

はじめに

その日、一九四五年八月一五日は盛夏晴天の酷暑の一日であった。当日のラジオは早朝より、正午に重大放送がなされ、国民はこれを必聴する旨の情宣を繰り返していた。それがどのような趣旨のものなのか民衆は知る術もなかつたが、放送は同刻時報の直後、一同起立の指示がなされ、続いて「君が代」の奏楽が流れた。放送そのものは雑音に妨げられて聞きにくいものであつたが、部分的にではあれ、その内容は聴く者に様々な波紋を及ぼした。「朕深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ収拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタル……惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ……」。その内容はポツダム宣言受諾を伝える詔書朗読であり、民衆が耳にしたもの、それは他ならぬ天皇裕仁自身の声であった。世に言う「玉音放送」である。

これに対する民衆の反応は一様ではなかつた。ある者は茫然自失、何の展望も見出せぬ虚脱の中に消沈し、またあ

る者は、それまでの無差別の空襲の慘禍による死の恐怖に脅えることもなく、他方で、それまで重くのしかかっていた圧制に対する怨嗟が定形されることなく噴出し、その安堵と解放の複雑に交錯した感慨を抱いた。しかし結じてこの出来事に直面した民衆にとって、それ以降、どのような形で自らの国家の命運が決せられてゆくのかについての明確な指針を持ち得なかつた点では、共通する不安と焦慮は拭うべくもなかつた。詔書と共に発せられた内閣告諭において、鈴木貫太郎内閣は「今や国民の<sup>ひと</sup>ぞしく繕ふべき所は國体の護持にあり、而して苟くも既住に拘泥して同胞相猜し、内争以て他の乘ずる所となり或は情に激して輕<sup>ひるが</sup>妄動し信義を世界に失ふが如きことあるべからず」と、國体護持を強調し、民衆の「復興精神喚起」を促がしたが、それをなぞるかのように、その日の『朝日新聞』は、「一億相哭の秋」と題して「拳国一家、國体の護持を計り、神州の不滅を信すると共に、内に潛熱を藏しつゝ冷静以て事に当るならば、苦難の彼方に洋々たる前途が開け行く」と説き、『読売報知新聞』も「大御心に帰一せん」との見出しで、「一切を擧げて大御心に帰一し奉り拳国真に一致、曠古の國難打開に一步の誤りなきを期し、以て聖慮を安じ奉るのみ」との国民の承認必謹を求める論説を掲げてゐる。こうした新聞報道が、前日に内閣情報局より「大東亜戦争終結交渉に伴ふ世論指導方針」の通達がなされ、それに依拠したものであつたとはいへ（『読売新聞百二十年史』読売新聞社、一九九四、一八四頁）、以上に見たように、この日の出来事は、決して新たな国家社会の創設、あるいはそれまでの天皇制軍国主義との完全な訣別を現出するものではなく、むしろ敗戦の事実を前にして、旧来の天皇制國体思想への固執を、官民こぞつて鮮明に自覚化する儀礼的性格が濃厚なものであつたと言えよう。

ところで、その翌日の『朝日新聞』第二面広告欄には、次のような掲示がなされている。

「戰意昂揚礼拝

八月十六日（木）午後〇時二十分より一時迄

於 スキヤ橋畔銀座教会

奨励 賀川豊彦氏

提琴独奏 前田磯氏

◎なほ今後毎週木曜日同時刻同会場に於て行ふ（入場無料）

主催 日本基督教団戦時活動委員会」

こうした案内が、敗戦翌日の紙面に掲載されている事情に、当時の新聞報道における時局をめぐる狼狽振りが窺われるが、もとより計画された賀川を講師とする戦意昂揚礼拝が実行されたはずではなく、日本のキリスト教界もまた、席捲する国体護持の大合唱の下で自らの活路を見出さねばならなかつた。結論的に言えば、その姿は、敗戦の厳しい現実を契機として、それまでの戦争をめぐる自らの所行を直視するものではなく、むしろ国策及び新聞等の報道世論追随の姿勢のもとで、旧態を保持させながら、その存在意義を時局迎合的に弁証してゆく態度に終始してゆくこととなる。そして、その中で最も政治的影響力を行使し、天皇制護持をいち早く民間側から主張したのが、賀川豊彦であった。本稿は、かかる敗戦直後のキリスト教の在り方を、この賀川の天皇制観に焦点を当てることによつて検証しようとするものである。<sup>(2)</sup>

## 一、敗戦直後の賀川

敗戦の日に、賀川がどのような心境でいたのか、その詳細は不明である。一九四七年に刊行された『賀川研究』所収の横山春一作成「賀川先生終戦後の動向」には、「昭和二十年八月十五日、戦をはる。暴徒の危害を日光の山奥に

避けらる」とあり（同誌、第一一輯、一九四九・八・一〇、二二頁）、その真偽は確証できないが<sup>(3)</sup>、当日の日記に「鳳凰は灰燼よりぞ甦る憂を拵ひ日本よ起て」と記した彼は、戦火の被害の甚大さを予想しつゝ、新生日本の再興を祈念した様子である<sup>(4)</sup>。しかし彼の戦時下における足跡は、それ以降の活動の在り様をも直線的に規定することとなる。

賀川は、この年の三月には日本基督教団戦時救濟委員長に就き、戦災者の救援に当たっているが、先の四一年六月の教団設立の際には教団機構の厚生局参事にも就いていた彼は、四月一六日には厚生省健民局嘱託となり、当時全国的に展開されていた健民運動にも協力している。さらに七月一二日には恩賜財團戦災救援護会参与にも賀川は就任しており、こうした観点からして、敗戦に直面して彼の関心は、予測される戦後社会が当面する戦災犠牲者の救済と国民の生活難の危急克服を、第一義的な課題としていたのではないかろうか。後述する、八月二七日に戦後初めて持たれた日本基督教団の常務理事会において、従前の「戦時生活活動委員会」が「戦後生活活動委員会」と改称されたが、その委員長に賀川が就き、それ以降、彼は政財界を奔走して協力を仰ぎ、精力的に事態に即応してゆく姿勢を示したのは自然の成行であり、活動にあって彼の時局認識は、その意味では戦前と連続していたのである。

たとえば、それを窺わせる逸話として、松村謙三が後年になつて著わした『三代回顧録』（東洋経済新報社、一九六四）の記述がある。戦前に衆議院議員であった彼は、三九年には農林政務次官となり、その後、農林計画会、重要肥料委員会、国勢調査委員会、国民貯蓄奨励委員会等々の数多の農政諮問機関の委員を歴任していくが、戦時下については中央食糧配給事業評価委員会委員（四二・七）、食糧管理委員会臨時委員（四三・四）、朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会委員（四四・一一）となり、この年の六月には戦時緊急措置委員会委員に就き、敗戦後は、後述する東久邇内閣で厚生大臣兼文部大臣を任じていた。その彼を、敗戦間もない頃に賀川は訪問したのである。その時の様子を、松村は次のように記している。「（前略）ある日、大臣室に賀川豊彦さんがたずねてきた。賀川さんと私とは、たが

いに以前からの深い知合いでなかつたが、このような非常時を見かねて、私をたずねて来てくれたのである。そして賀川さんは『こういう時節ですから、私でなにか役に立つことがあれば、なんでも喜んでお手伝いをいたします…』と言われる。そこで、私は考えた。賀川さんその人は、人道の戦士、愛の殉教者として尊敬されている堅い信念のクリスチヤンであり、とくにアメリカでは、日本人にまれな人道主義者として、非常な信望を得ている人だ。よし、ひとつ賀川さんの力を借りようと思案した（後略）」（同書、一四一頁）。この時、松村は難儀している薬品その他の生活物質の交付を米軍側に陳情する役を賀川に依頼し、賀川の方もこれを快諾し、即座に総司令部に赴き交渉を成立させたという。

その後、賀川は九月二四日には厚生省顧問に任せられ、同省内に設立された国民栄養協会の専務理事として粉食の指導、混合麵匏の指導等、国民の食糧問題に携わることとなるが、この松村の回想にも示されるように、このような彼の存在と働きは、何よりも当の政府官僚層にとっても歓迎すべきものであった。既に戦争末期より、戦局悪化と深刻化する生活の窮迫から、國家権力の指導性そのものに対する疑義が民衆の間から涌出していたが、敗戦を機に一挙に社会秩序の動搖に直面した支配層は、その批判が自己の存立に及ぶことを危惧し、緊急に弥縫策を講ずる必要に迫られていた。國体護持の観念的な宣布だけでは、到底そした構造的矛盾は糊塗できるはずはなく、何とか民間側の協力によつて、举国一致の一元的な体制の下で困窮する民衆に救済の手を差し延べ、政治的危機を回避しようとしたのは当然のことであろう。敗戦前日に鈴木内閣は、事態を見越して「戦後対策委員会」を閣内に設置し、敗戦後の社会の混乱に備うべく「戦災復興、食糧増産、輸送力確保、インフレ対策、当面の緊急対策の急速なる推進」をなすべき旨の通達を行なつたが、それは、かかる天皇制官僚層の権力基盤をめぐる危機意識の表われに他ならない。そして、一五日に同内閣は総辞職し、二日後の一七日には親王東久邇稔彦を首班とする戦後初の内閣が成立する。

周知のようだ、この東久邇内閣は、日本憲政史上初の皇族内閣であった。東久邇の首班指命の動きはそれ以前にもあり、その時は宮内省側の反対で実現しなかった経緯があった。しかしそれではこの時、何故に再び彼を首班とする趨向が俄に浮上したのであらうか。それは論を挨つまでもなく、政治的崩壊に直面した天皇制支配層が、民衆の前に國体護持の姿勢を象徴的な形で顯示しようとする意図によるものであつた。またその一方で、未だ不穏な戦争続行の強硬的な姿勢を示す軍部を鎮撫し、武装解除を穩便に押し進めるためにも、天皇の意向を直接に体現する皇族内閣の成立は不可欠との判断も、その背景として考えられよう。組閣後、東久邇内閣は二〇日からの最高戦争指導会議で、先の「戦後対策委員会」を「終戦処理委員会」に改称し、降伏文書の処理及び武装解除を拒む陸海軍航空隊に対する説得工作等を協議すると共に、二六日より始まる米軍の厚木進駐を前に、連合国側の動向についての情報収集に当たる旨を関係省に指示した。そして二八日に東久邇は、かの「一億総懺悔論」を宣布する記者団の共同会見に臨むこととなる。席上、彼は「國体護持ということは理屈や感情を超えた、かたいわれわれの信仰」であると述べ、自分の内閣の基本方針が「國体護持」であることを言明したが、同時に敗戦の原因として幾つかの項目を指摘した上で、次のように述べたのである。「(前略)ここに至ったのはもちろん政府の政策がよくなかったからでもあるが、また国民の道義のすぐれたのもこの原因の一つである。この際私は、軍・官・民、国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬと思う。全国民總懺悔をすることがわが國再建の第一歩であり、わが国内團結の第一歩と信ずる」(『朝日新聞』一九四五・八・三〇)。

この会見後、官邸に戻ってきた彼は、夕刻に賀川を招き懇談の時を持つてゐる。当日の『日記』には、その次第が次のように記録されている。「(前略)午後一時、貴族院各派代表約二十名を、首相官邸に招待。同四時から内閣記者団と共同会見。五時半参内。夕方、賀川豊彦に面会し、私は『戦時中、国民の道義心が低下したから、キリスト教

を通じて、道義心の向上に努力してもらいたい』と依頼したところ、賀川は引受けてくれた」（『東久邇日記』——日本激動期の秘録』徳間書店、一九六八、二二四頁）。

記述はそれだけであるが、世界連邦建設同盟編『世界連邦運動二〇年史』（同同盟刊、一九六九）は、より具体的な内容を伝えている。それによると、この時、東久邇は賀川に対して二項目について諮問したという。一つは、敗戦によって失墜した日本の道義を、その退廃からいかに振興させるかであり、他方は、日本が国際社会に今後復帰し、世界平和に貢献してゆくに当たり、どのようにして、国民の他国に対する敵愾心や憎悪を一掃できるかといった旨であつたが、これに対する賀川の提言は以下のようであったとされる。「（前略）この両者とも極めて重要な問題であるが、政府みずから、これをおこなうならば、国民はかならず反発し、かえつて道をあやまることになる。かならず民間の運動としておこなうべきであり、しかも、その根本は教育の問題である」（同書、八〇一八一页）。

この両者の会談が、以下に述べる東久邇の賀川に対する内閣参与就任の直接的要請の含みを持ったものであったことは疑いない。しかし、東久邇は必らずしも、初めは賀川を登用する意向を持ち合わせてはいなかつた。賀川を彼に推挙したのは、元閥東軍参謀であり東亜連盟主宰者の石原莞爾(5)だったのである。

八月二三日付の東久邇の『日記』には、当初、石原に内閣参与に就くよう必要請した経緯が次のように記されてい る。「午前十時、首相官邸に出勤。予備陸軍中将石原莞爾を招致して、内閣顧問とならんことを頼む。石原は、『自分は東亜連盟と深い関係がある。大東亜戦争がはじまってから今日まで、官僚の息が一つもかからない純民間団体は東亜連盟だけである。今後とも、官僚の息がかかるることは絶対に避ける決心で、純民間人として働きたいから、内閣顧問のような地位は、真つ平ご免である』と、きっぱり断わった。私は石原の考えがよく了解できたので、今後の民間の活動をすすめて別れた」（前掲書、一一一頁）。更に、賀川を内閣参与に任命した九月五日付には、次の記述が

ある。「(前略) 本日、太田照彦、田村真作、児玉善士夫、大仏次郎、賀川豊彦を内閣参与事務嘱託に任命した。(中略) 私が内閣参与をつくったのは、官僚組織を経ずして直接、民間の意向を私に反映させ、また私の意思を直接、民間に反映するようにするためだった。石原莞爾も、賀川豊彦のような人を内閣顧問にしたらよいと、私にいた」(同書、二三〇頁)。このように賀川の内閣参与起用は、東久邇が石原に打診した際に彼が固辞し、その代替に石原の方から賀川を推薦する形で実現したものだったものである。

一方の賀川は、石原とは直接の面識はなかったが、満州開拓基督教村の建設問題を始め、当局との折衝にも当った。彼の存在を石原が注目していたことは十分に想像もされ、また戦後になって賀川に傾倒した武藤富男が、協和会中央本部総務部長であった甘粕正彦の抜擢で同宣伝科長に就いていた事情から、その政治的文脈は類推されよう(仁科悟郎「満州国の建設者—石原莞爾・浅原健三」思想の科学研究会編『共同研究—転向』下巻、平凡社、一九六二、一六九一一七〇頁)。

勿論、このような縁縄を賀川は閲知してはいなかつたであろう。直接に東久邇より協力を要請されたことに感激した彼は、かかる信託に応えるべく即座に行動に移した。それは、道義新生会と国際平和協会の二つの財團法人の設立であつたが、殊に後者には東久邇自身も強い関心を示し、賀川の構想に基づく形で自らも人選に関わり、九月二〇日には再び賀川を官邸に招き、彼に協会設立の趣意を参考者に説明させ、そして二七日には官邸内で創立総会を開くといった迅速さで、構想は具体化することとなる。当日に招致された出席者は、同協会の綱領及び寄付行為を始めとする事業内容について協議し役員選出を行なつたが、それらの草案は、全て賀川が起したものであつた。この総会の様子を、協会議事録は以下のように伝えている。「[時] 昭和二十年九月二十七日午後三時、〔所〕麴町平河町、首相官邸。定刻、賀川豊彦氏発言、有馬頼寧氏を座長に推すことを諮りたるに一同賛成。直ちに有馬伯座長席につき開会す。

賀川豊彦より、今回この会合の開催に至りたるは、首相の宮殿下の発意もあらせられたるも、日本国民の衷心よりの希望にて、ここに集合せられたる方々を発起人として確認し、これを総会として直ちに実行運動に移したし。而してこの運動の資金は、政府補助に依らず、全く個人およびこの主旨に賛同の団体よりの献金により、永久的なるものと致したし、首相の宮殿下には総裁として就任のことを御承認のはこびに至りおる旨説明さる。この運動の第一着手としては、今や北鮮、北満にある在留邦人の救助問題であるが、これは在韓キリスト教会と連繋して速かに着手したし（後略）」（小塩完次『世界連邦運動——われらの歩み』世界連邦建設同盟、一九七三、三一頁）。

かくして国際平和協会は、他ならぬ首相の東久邇の肝入りで設立されたのであるが、この総会で理事に選出された陣容を見る時、この団体の性格が俄然了解されよう。——有馬頼寧、徳川義親、岡部長景、田中耕太郎、関屋貢三郎、姉崎正治、堀内謙介、安藤正純、荒川昌二、三井高雄、河上丈太郎、里見純吉、牧野虎次、そして理事長には賀川が就き、常務理事には鈴木文治が名を連ねている（鈴木は創立後に死去したため、後任には小川清澄が当たる）。後に、これに小崎道雄、阿部義宗、片山哲、北村徳太郎、ガントレット恒子が加わることとなるが（前出『世界連邦二〇年史』八三頁）、理事選考委員七名の中には河合道子の名もあり、同協会が、当時のキリスト教界の指導的人物の参加のもとで結成されている様子が看取される。翌年に始まる天皇家に対する教界の急速な接近過程で、この陣容の少なからぬ人物が果たした役割を考えると、この国際平和協会の持つ意味は決して軽いものではなかつたのである。

それはさておき、この創立総会で採択された綱領は次の通りであった。

- 一、われらは、万世のため太平を開くという詔勅の精神を奉戴して、世界平和に貢献せんとする。
- 二、われらは、侵略戦争の絶滅と、世界における徹底的軍備縮小の実現を期す。
- 三、われらは、世界における搾取と独占とを否定し、協同組合精神による国際恒久平和の徹底を期す。

四、われらは、宗教・社会・政治・経済・教育・文化その他万般の人間活動を通じて、人類相愛互助の実現を期す。

また定款第三条には、「本会は国際間の戦争を絶滅し、恒久平和をはかるをもつて目的とす」と明記され、事業計画としては宗教部・社会部・政治部・経済部・教育部・文化部・企画部の七部門の活動目標が列記されているが、そのいずれもが観念的な理想論であり、一向に具体性が感じられる内容に留まっている（「国際平和協会の創立」——賀川豊彦氏の提唱」『日本基督教団教団新報』第二五二七、八、九合併号、一九四五・七・一、一〇、一一〇）。さらにこの国際平和協会の設立趣意は、綱領第一項に掲げられているように、何よりも天皇詔勅に対する承認必謹を第一義的な命題とする平和主義の標榜であつて、そこには自国の戦争をめぐる厳しい反省の視点は全く欠落している。

周知のように、天皇制権力は八月一〇日に、ポツダム宣言を天皇の地位保全を交換条件として受諾する旨、御前會議で決定したが、その同じ日に内務省警保局は各府県警察部長に通牒を発して、「右翼尖銳分子」と並んで「反戦平和分子」「左翼」「内鮮」「宗教」等の「要非常措置視察内偵中」の容疑者に対し「非常措置を完了し得るよう万全の具体的準備をなす」旨を指令し、翌一一日には、ポツダム宣言受諾の決定を通知すると共に、「此際特に矯激分子にして各種不穏行動に出する虞れあるもの並にこの機に乗じて国内擾乱を図る虞れある者に対しては視察取締を厳にして治安確保に万全を期せられ度」と通牒して、反動姿勢を強化している。さらに、降伏が御前會議で決定された一四日に至つても、警保局長は全国の警察官吏に一層の取締厳守を訓示したが、敗戦を経てもかかる官憲側の姿勢に変更はなく、特高警察と治安維持法は厳然と存在し続け機能していたのである。そして八月二八日の閣議でも、東久邇内閣は治安警察法の精神に沿つた取締り方針を改めて確認する決定を行なつてゐる。こうした抑圧的な治安政策を一方で強権的に持続させる東久邇を担ぐ協会の平和觀とは、一体何なのであらうか。

## 二、賀川の天皇制護持論

ところで、賀川も屬し、その指導的役割を果たした日本基督教団は、敗戦後どのような対応を示していたのであるか。賀川が首相官邸に赴き、東久邇より日本人の道義振興のために尽力する旨の要請を享受した八月二八日に、教団は戦後最初の第一三回常務理事会を開いたが、冒頭、統理の富田満より次の挨拶がなされている。「今回の戦争終結は日本国民として悲痛の極である、けれども陛下の聖旨により出でたる以上承諾必謹する他はない我々は今後如何なる苦難が生じても耐へ難きに耐へ、忍び難きを忍びつつ新日本の建設に邁進すべきである。（中略）満州事変以来、基督教は圧迫を蒙り教学伝道等に不自由を感じて来たが今や自由に説教をなし得ることになった、されば今後教会が復興しないとしたら、それは我々の責任である。それと共に我々は敗戦降伏の事実を正しく認識し、上御一人と共に苦しみ、國建のために全力を尽さねばならぬ（後略）」。

理事会はその後、戦災を被つた教界各施設の被害報告、「戦時報国会」改称の件、及び東亜局を国外局に改称する件等が協議決定されたが、同日、教団は以下の文面の指令を全国教職者に向けて発している。「聖断一度下り畏クモ詔書ノ渙発トナル而シテ我國民ノ進ムベキ道茲ニ定マレリ。本教団ノ教師及ビ信徒ハ此際聖旨ヲ奉戴シ國体護持ノ一念ニ徹シ、愈々信仰ニ励ミ将来ノ國力再興ニ傾ケ以テ聖慮ニ応ヘ奉ラザルベカラズ。我等ハ先ヅ事茲ニ到リタルハ畢竟我等ノ匪躬ノ誠足ラズ報國ノ力乏シキニ因リシコトヲ深刻ニ反省懺悔シ、今後廻ルベキ荊棘ノ道ヲ忍苦精進以テ新日本ノ精神的基礎建設ニ貢献センコトヲ嚴カニ誓フベシ」。

この指令は、これに続いて「コノ際一切ノ私念ヲ棄テ大詔ヲ奉戴シ飽クマデ冷靜、沈着秩序ノ維持ニ努メ以テ皇

國再建ノ活路ヲ拓クベシ」に始まる六項目の「信徒ノ教導並ニ一般國民ノ教化」をめぐる宣教方針を並べているが、そこには、次節で述べる戦争責任の自覚はもとより、戦後社会における新たな展望も認められない。「時局ノ激変ニモ不拘、教団ノ組織体制ハ微動ダニセザルヲ以テ、日本ノ伝道ハ日本人ノ手ニ依ルノ建前ヲ堅持シ、一致団結、益々自治独立ノ本領ニ徹シ、日本基督教ノ真価ヲ発揚スベシ」（「伝道ノ方針」）との保身的な認識しか示せぬ教団の姿勢に、そうしたこと注文すること自体が無理であろう（以上、『日本基督教団教団新報』第二五一三、四、五合併号、一九四五・六・一、一〇、一一〇）。

さらに、横山春一『賀川豊彦伝』（警醒社、一九五九）によると、この指令が発せられた翌二九日に、教団内で賀川を囲む新規の伝道方策をめぐる幹部層の協議が持たれたが、席上、主事木俣敏より教団挙げての「國民總懺悔運動」の提案がなされたという。木俣は、その提案理由をめぐり次のように語った。「首相は全國民の道義が低下してゐることを憂慮してゐるのであるから、早急に國民一般によりかける必要がある。もつとも、時局便乗のきらひがあり、かつ、キリスト教信徒が急に大運動を起せば、『それみたことか、キリスト教信徒は敗戦を待つてゐたのだ』といふ誤解をうけるおそれもある。そこでこの大運動は、キリスト教信徒も、國民も過去の偏狭、尊大、無智、道義の低さ、無信仰を懺悔する『國民總懺悔運動』たらしめねばならない。さうすれば浮いた調子もなく、國民の革新も行はれ、道義の向上も期待することができる」（同書、四一二頁）。かくして協議の場では出席者からは別段異論もなく、むしろ教義上からも必然であるといった主觀的な合意すら生じ、東久邇の「一億總懺悔論」を教団全体が率先して支持し、国民的な精神運動を起こす旨の採択がなされたのであった。これが、翌九月二三日に弓町本郷教会を会場に行なわれた東京支教区主催の「總懺悔更生運動大祈禱会」、さらに一月三日の、やはり同教会で開催された「新建設基督教大伝道会」に繋がることになるが、そのいづれの奨励にも賀川自らが当たっている過程から（前出『日本基督教

『団教団新報』第二五二七、八、九合併号)、こうした教団の趨向を領知した賀川の影響の度は否めない。

また先に、賀川の主唱のもとでこの年の九月に東久邇の閣与で国際平和協会が設立された経緯について言及したが、同月二〇日には、東久邇は首相官邸に日本基督教団と日本天主公教団の各代表者を招集している。出席したのは、日本基督教団側は統理の富田以下、議長真鍋頼一、総務局長鈴木造二始め全国各教区長、及び特別常議員の人たちであり、天主公教団側は統理者土井辰雄以下三名であった。富田・土井両統理との特別接見を別室で済ました東久邇は、大広間に参集した一行に臨み、次のような令賜を下した。「襄ニ畏クモ大詔ガ渢發セラレマシテ大東亜戦争ハ我國ノ降伏ニヨツテ終結致シマシタ。今後我國民ノスベテガ敗戦ノ事実ヲ深ク認識シ今マデ一切ノノ行懸リヲ擲チ四海同胞相和シ相愛スル精神ヲ以テ戦争中ノ敵国ニ対スル憎シミヲ解消シ進ンデ國際間ノ理解ト親善トヲ促進シ以テ世界永遠ノ平和ノ為ニ努力シナケレバナラナイト思ヒマス。又敗戦ニ至ル経過ヲ振返ツテミマスノニ私ハ我國民一般ノ道義ガ近時著シク廢頽シタヤウニ思ヒマス。道義昂揚ノ必要が痛感セラレマス。コノ目的ヲ達成スル為ニキリスト教ヲ通ジテ諸君ガ一層努力セラレムコトヲオ願ヒ致シマスソシテ道義及ビ文化ノ高キ平和的新日本ヘノ第一歩ヲ踏ミ出シタイト思ヒマス」。

これに対し、富田は「今日我等ハ殿下ヨリノ御召ヲ忝ウシ茲ニ有リ難キ令旨ヲ賜ハリマシタ事ハ無上ノ光榮ト存ジ深ク感激シテ曰マザル所」と謝意を表明し、「去ル八月十四日戦争終結ニ闋スル大詔渢發セラルヤ我等ハ承詔必謹ノ誠ヲ尽シテ今日ニ及ビマシタガ今マタ総理大臣ノ宮殿下ヨリ信仰報國ニ関スル有リ難キ御趣旨ヲ賜ハリ感激ニ堪ヘズ謹シテ拝受致シマス」と、総力を挙げて国民道義の昂揚に尽くす旨の「奉答の辞」を述べたが、(前出『日本基督教団新報』第二五二三、四、五合併号)、この東久邇の令旨を念願したのは他ならぬ賀川であり、この出来事が、彼の周旋によって実現したものであることは容易に察することができる。時折りしも、当日は天皇のマッカーサー

との最初の会見が行なわれていたが、両教団代表者との謁見といい、国際平和協会の創立といい、東久邇が急遽この時期にこうした挙動に出た背景には、G H Q側との仲保役をキリスト教界に期待したことであつたことも想像に難くない。(2)

さて、叙述がいささか時期的に前後するが、よく知られるように賀川は、八月三〇日の『読売報知新聞』に「マッカーサー総司令官に寄す」と題する長文の公開書簡を書いている。この書面は、形式的には当日厚木に上陸する予定であったマッカーサー宛の直訴の体裁を取つてはいるが、むしろ内容的には、間接的な賀川による一般読者に対する教化的性格が濃いものとなつてゐる。文頭、彼は次のように書き出している。

「日本は八月十五日敗戦国の烙印をおされた。これは厳然たる事実であり、疑ふべからざる現実である。しかし、陛下の詔書発表の一分前まで全国民の戦意は燃えに燃え陸海空三軍の銃口が一様に貴官各位の胸に向けられてゐた事も事実なのです。この相反した事実が、陛下の御声によつて、ピタツと一致して日本は次の時代へ進行し始めたのです。(中略)日本人は最後まで戦ふつもりでゐました。……またとへ身は焼かれても粹碎されても戦争は、陛下の指揮のあるまで続けてゆかなければならぬことを毛程も疑つた日本人は一人もなかつた事も事実です。それが、陛下の詔書によつて戦争から平和へ完全に転回しました。(中略)この様な民族が、国家が他に例を見ることができませうか」(『全集』第二四巻、一九六四、四一三—四一四頁)。

この文章は、翻つて考えれば、日本の民衆を天皇制イデオロギーの下で完全に奴隸化していた存在と賀川がみなしていたことを示し、事実認識としても虚飾に過ぎず。既に述べたように、戦時下にあって国家体制は崩壊に頻し、天皇の在位そのものに対しても民衆の中には激しい怨恨すら渦巻いていたが、賀川はひたすらそうした現実を糊塗し、必死に天皇護持を、自らの想望を民衆に還元させる形で主張する。そして、明治維新の際に内戦状態に陥らんとする

危険が天皇の「聖断」によって収拾されたことを例示しながら、次のように続ける。「陛下はあの御詔書でこの戦争の国民に及ぼす困難を尊い御身を以てお受けになられました。国民はこの詔書を揮して泣いてわが身を懺悔しないものは一人としてありませんでした。貴官は有力な軍人や愛國の人々が文字どほり腹を切つた事を御存じでせう。これはその良否は別として、陛下の御聖恩に対する申訳なさに自殺したのです。他の国民は只従来の自分の行為が陛下の御期待に副ひ得なかつたのを悔悟し、その自責の心を陛下の御明示の如く世界文化への貢献、世界平和への奉仕へと直に廻心したのです」（同書、四一四頁）。

果たして、そうであつたろうか。敗戦直後の民衆の動向は、それと矛盾するものも少なくはなかつたし、事実、それどころではなかつた。戦地に送られた肉親の安否を焦慮をもつてひたすら氣使い、戦災の焦土から這いずり出すのに必死ではなかつたか。<sup>(8)</sup> 賀川の見解は余りに皮相であり、民衆の相実と遊離していると言わざるを得ない。しかも彼が「歴史あつて以来今度の御詔書はアソカ王にもまさる千古不磨の金文字」と絶賛したかの詔勅は、「朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端を滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宣シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國体ノ精華ヲ發揚シ」と、國体護持の下での一視同仁を求めるものであつて、世界平和の実現などは主眼にはなかつたのである。その意味で賀川は、天皇詔勅を恣意的に解義し、自らの理想や抱負をそれに与つて権威付けようとしたのではなかつたろうか。文面はそれに統いて、國際共同組合の設立を提唱する等の「人間愛による相互援助の社会」を力説しているが、それらはかねてよりの彼の持論であつて、詔勅とは何の関係もない。

いづれにせよ、この賀川の「マッカーサー総司令官に寄す」は、東久邇の「一億総饑悔論」を擁立しながら、自己

の戦後における働きの方向を開示すると共に、天皇に対する戦犯論が國の内外から台頭してくる氣配を直感的に察知した彼による、一種の民衆に対する牽制でもあった。また、戦前から反共的立場にあつた彼からすれば、戦後、共産主義勢力が復権し、自らの理念を脅やかすことは必定であり、そのためにも天皇制の護持は、思想的にも死守すべき課題として捉えられていたであろうことは疑いない。そしてそれは、戦時中より天皇制支配層が危惧していたのと軌道を一にするものであつたし、ポツダム宣言受諾の政治的意味合いも、まさにこうした危機意識によるものであつたのである。<sup>(3)</sup>

それでは賀川は、敗戦後の日本にあって、天皇制の存否をどのように考えていたのであらうか。それを示す資料として先ず取り上げなければならぬものに、この年の十二月に時事通信社が時事叢書の一冊として刊行した『デモクラシー——民主主義とは何か』と題するものがある。同書の中で彼は、その博学的自負をもって世界史上の民主的な統治形態を俯瞰した上で、関心を日本に転じ、古くは万葉集に始まり、聖徳太子の治政、江戸時代の俳句の興隆、佐倉宗五郎精神の賞揚、更には「五ヶ条の御誓文」と、独特の主観的恣意によって難駁な例を列挙しながら、古来、日本は伝統的に民主主義社会であったと断言している。そして、それを阻害したのは、むしろその後の思潮的混乱に主因があつたとして、次のように述べている。「第一次歐州戦争の後日本の産業界は恐慌期に入り、それまで余り發達しなかつた社会主義運動は労働運動の間に強固なる基礎を据ゑ、革命思想に傾いた一青年は一九二三年大地震の後、摂政宮殿下を狙撃するに至つた。殊に農村においては想像以上の窮乏が社会不和を生み、政党の失敗は満州事変を受け五・一五、二・二六事件等の右翼の叛乱となり、初め農村層に同情を持つた農村民主主義の運動が一転して暴力の勝利となり、暴力は組織化してファシシズム化し、社会理論をドイツのナチズムに求め、ここに日本民主主義は呼吸困難に陥つた」（同書、六頁）。

認識の当否は別にして、このような偏執的な民主主義觀を抱懐する賀川からすれば、國家社会の調和的秩序を破壊するいかなる勢力の台頭も容認することができず、次のような民衆に対する蔑視的な裁断すら下すこととなる。「民主主義が発達するからといって、反社会性の人間が生れないとは保証出来ない。いや、それとは反対に、民主主義的勢力が台頭するとともに反社会性の人員が増加する傾向がないとも限らない。（中略）従つて今まで白痴、癡狂者、低能者、変質者、犯罪者、怠惰者、放蕩者、不道徳者等には選挙の権利が与へられなかつたものが、普通選挙が施行せられ、かかる反社会性の者も選挙することが出来るとすれば、政治上に混乱が起るのは当然である。（中略）生理的、心理的、道徳的欠点を持つ者が民主制政治によつて表面上に浮び上り、いはゆる自由の名に隠れて低級なる政治を実行することが可能になる」（同書、一二一一三頁）。従つて賀川は、かかる民主主義の危険を救うためにも、社会から不道徳性を除去し、「放逸なる自由を組織力によつて統一性に転化」するような主権者が必要であるとの短絡に達し、それを皇室に仰ぐのであつた。彼は続ける。「日本の場合においては、昔より皇室は国民に奉仕することをもつて皇祖皇宗の遺訓とせられ、道徳即政治の精神に徹底せられてゐる。これは崇仁天皇の詔書、仁德天皇の御歌、聖徳太子の憲法十七条、明治天皇の五ヶ条の御誓文等を見るとよくわかる。既に二千六百年の歴史によつて、日本の君主が国民への奉仕であることが明瞭に示されてゐる。これによつて我々は国家生命を維持する上に、かかる主権による奉仕が眞に社会連帶意識より出発したものであり、単に君主は権力を主張するのみならず、弱者、貧民の保護者であり、統一国家の存在の創造性を生み出す力であることをよく了解することが出来るのである」（同書、一五一頁）。そして、こうした行論の末に「終戦の詔書」を挙げて、次のような皇室への忠義すら鼓吹するのである。「陛下は自らを犠牲にして国民の為に復活の道を講ぜられたのである。この恩義に対しても我々は報ゆるところがなければならぬではないか。一戸の家において、主人の犠牲によつて救はれた家族が、救はれたすぐ後に『主人を追い出せ』とい

ふやうな乱暴なことが、いつたいいへるだらうか。私は、もしその家族の者が恩になつた戸主を追ひ出すとすれば、その家庭はすぐに崩壊すると思ふ。何故なら、恩を感じないやうな不道徳な家庭は永遠性を持たないからである」（同書、二九頁）と。

この文書は、『全集』にも収められてはいないので、これまで余り注目されることはなかつたが、賀川が天皇制について、その生涯を通していかなる立場を貫いていたのかを窺わせる資料として重要である。「軍人なき今日において國土を護る者は我等無産者であり、皇室を護るものは我々生産者でなければならぬ」とする彼は、その結びにおいて、次のような恋闘とも思える皇室觀を披露している。「道徳的であらせ給ふ皇室は、私にとつては、余り卑俗な譬へかも知れないが、一種の恋人である。それで私は三五年間の長きに亘る無産者運動において、皇室中心の國体護持を考へてゐたけれども、職業的右翼主義者と間違へられることを恐れて、周囲の者だけにそれをして説いて来た。然し今日になつては國体の変革さへ考へる者が出て來たので、最早黙することは出来ない。私は敢へて、長年民主主義運動を繼續し、その為に捕縛せられ獄に投ぜられながら無産者解放の為に努力して來た者として国民に訴へる。即ち、日本においては、主權は永遠に道徳即政治を把握し給ふ皇室を中心とせねばならぬといふことを」（傍点引用者、同書、三〇頁）。

このように同書は、賀川の天皇制をめぐる精神的翼賛論としての性格が濃いものであったが、更に今一つ、彼がより政治的な統治論としての天皇制觀を披瀝した文章がある。四六年九月に、イエスの友会機関紙『火の柱』に掲げられた「日本再建論」がそれである。同文は賀川よろしく、極めて精神主義的な内容であり、戦後社会の混乱に直面してキリスト教各派が大同一致して「大きな精神運動、宗教運動の施風」を起こし、民衆教化に当たることを高唱したものであったが、賀川はその冒頭で天皇制存続論を展開している。彼によれば、「日本の再建もやはり、戦争放棄の社会を建設」することに使命があるが、そのためには「天皇制を民主国家として如何に取扱ふか」が第一問題となる。

しかし彼は、「元来日本民族はまだ欠点を多く持つてゐて、獸の性質が多分にある」として、五・一五事件、二・二六事件、神兵隊事件等を例示しながら、それらは民族的統一性を欠如した「退化現象」であると位置付ける。そして、このような民族的不調和と分裂こそが日本民族の性癖的な特徴である以上、賀川は日本の政治風土にあっては共和制国家の創設は危険であると否定視し、國家秩序の調和性を保持するためにも、日本は「非武装国家で王を持つスエーデン、ノールヨー、デンマーク等が、うまく行つて繁栄を來たらしい」のに倣つて「君治制民主主義」を採用し、「世襲大統領の形で、天皇制を保存」すればよいと提言している。彼からすれば、そうした天皇翼下で、自由党、進歩党、協同民主党、共産党等の各政党が自由に活動すればよいのであって、そうした政体の方が「却つて民主主義が順調な発達を遂げる」ことができるというのである（同紙、第一六号、一九四六・九・二〇）。かかる論調は、この前後に彼が著わした「新生日本への立言（上）」（『東京新聞』一九四五・九・一四、二二五）、「日本民主主義の指向」（『協力新聞』同年、一〇・一五）、「日本再建と指導者の使命」（『講演文化』第一号、同年、一一・一〇）、「敗戦より再興せる国々」（『宗教と文化』第三号、一九四六・七・一五）、「民主主義とキリスト精神」（『火の柱』第一九号、同年、一二・五）等々の文章にも一貫してゐるものであるが、しかしそうした主張は、裏を返せば、天皇制を否定し、その廢絶を標榜する政治綱領を有する政党の存在は一切容認しないといった排外的論理に繋がり、結果として民主的な装いを得た新たな天皇制ファンズムに転化することに、彼は危惧すら抱いていないことになりかねない。

周知のように、戦前の無産政党運動を糾合する形で日本社会党が創立されたのは、四五年一月二日のことであつたが、それに向けての動きは、九月五日の戦後最初の第八八臨時議会の翌日に、河上丈太郎、杉山元治郎、河野密、三宅正一等の一二名が集まり、その場で单一社会主義政党結成の動議がなされたのに始まる。その後、西尾末広、平野力三、水谷長三郎を中心[newline]新党運動が進められ、遂に九月一四日付で社会主義政党結成準備懇談会の招請状が全国

に発せられるといった急展開を見せてゆく。そして、その招請状の名義人として賀川が安部磯雄、高野岩三郎と共に名を連ね、新党誕生の「産婆役」に当たることになるが、その文面は次のような書き出しで始まっている。「畏くも終戦の大詔を挙し、降伏条項の調印を了し、我が國は未曾有の一大転換期に遭遇することと相成り候。冷厳なる敗戦の現実を直視し、光輝ある国体護持の下、新日本建設に挺身するは、今後に於ける我等国民大衆の責務なりと痛感致し候。敗戦の原因は一にして足らずと雖も、政治を国民大衆の手に取り戻し、政治と国民大衆とを直結することが、建設の第一歩なりと確信仕候（後略）」（『資料日本社会党四十年史』日本社会党中央本部、一九八六、六頁）。

ここに示されるように、新党結成の目的もまた、国体護持に立つ新日本の建設であったが、同月二二日には新橋の蔵前工業会館でこの準備懇談会が催され、参考者約二百名を前にして、主催者を代表する形で賀川が挨拶及び「無産政党の再出発」と題する講演を行なっている。その冒頭で彼は、「去る八月十五日、我々は大詔を挙し、残念にも、日本歴史かつてなき敗戦を味つたのであるが、その敗戦の大きな原因の一つは、労働者に百ペーセントの力を出せなかつたことにあると思ふ」と述べた上で<sup>(1)</sup>、新党結成をめぐり次のように力説している。「然し、公明なる方法をもつて大詔に拝する如く、万世のために太平を開くとの大御心を体し恩讐の彼方に敵をも愛する精神をもつて、新政党を茲に樹てなければならない。（中略）新党は道義的に國を頽廢させすことなく、理想に於ても動機に於ても、方法に於ても、かつての資本主義的政黨を基準とせず、それ以上の最高峯の道徳的基準をもつて進まねばならぬ（前出『全集』第二四巻、四一九頁）。

しかし、このような姿勢を示す賀川に対し、それを詰罵する人物もいた。その場に臨席していた荒畠寒村である。彼はこの懇談会の模様について、次のように記している。「私が結成懇談会に出てみて驚いたことは、およそ社会主

義とは縁もゆかりもない人間が顔を並べ、これが事実上の結党式かと疑われるような言辞がのべられたことだ。たとえば、後に社会党から衆議院に出てページとなつた名古屋の『忠孝労働組合』の山崎某もいれば、右翼の津久井某もいる。浅沼稲次郎君は開会の挨拶のなかでヌケヌケと国体護持を唱えるし、最後には賀川豊彦君が天皇陛下万歳の音頭をとるなど、「私はあまりの沙汰にただ呆れるばかりであった」(「日本社会党の三十年」『片山内閣』同記録刊行会、一九八〇、三三頁)。この時、荒畑は天皇万歳の唱和に憤慨して退場しようとしたというが、さすがにその後の状況変化もあって、一月の結党大会において採択された綱領及び宣言には「国体護持」の文言は姿を消している。しかし同大会も臆面なく、散会に当たり賀川の発声による天皇万歳三唱をもつて閉じられている。片山哲の回想によると、その場で賀川は感極まっていた様子であるが、恐らく彼は天皇と一心であるとの君民一体の至福に満たされていたのである(片山『回顧と展望』福村出版、一九六七、二二八頁)。

### 三、戦争責任の自覚について

しかし、賀川がどれほど熱烈に天皇及び皇室に対する翼賛の姿勢を強めても、それを許さない問題がある。それは言うまでもなく、天皇制をめぐる戦争責任の所在であった。既に戦中より、連合国側で敗戦後の日本をめぐって様々に論議が浮上していたが、殊に天皇の戦犯問題は避けることができなかつた。九月一八日に、東久邇は外国人記者団との会見を行なうが、その席上、彼は「天皇陛下其他責任者ハ真珠湾ノ奇襲ニ関シテ事前ニ知ツテ居タカ。」「民主主義國ノ中ノ一部デハ天皇陛下モ犯罪者ノ一部ト見テ居ルガ所見如何。」「日本ノ制度トシテハ天皇陛下ガ知ルコト無クシテ戦争ヲ始メル事が出来ルカ。」「天皇ノ承認無シニ戦争ガ出来ルカ。」等々の厳しい質問に晒されたが、その

答弁は混乱し矛盾したものでしかなかつた。こうして否応なしに戦争責任をめぐる論議は急速に浮上し、天皇訴追を危惧する宮内省側はそれを回避すべく様々な工作を通してG H Q側に働きかけることとなる。そして、先の九月二七日の天皇のマッカーサー会談実現の運びとなつたのである。<sup>(12)</sup>

ところで、同月二二日に日本社会党創立準備懇談会が開かれた際に、賀川が天皇に対する万歳唱和の音頭を取つたことは先述したが、この時、小堀甚二が立ち上がって次のよう人に叫んでいた。「ここには戦争中ねじり鉢巻で戦争遂行に協力し、軍部の片棒をかついた戦犯がいる。そんな人間といつしょに、どうして社会主義政党がつくれるか」（前出『片山内閣』三三三頁）。会場は一時騒然となつたが、その場は西尾末広の裁定によつて事態は凌がれたが、この問題は一月の結党大会においても再燃する。しかしその時、加藤勘十が「戦争責任追及に関する件」の緊急動議を提出したが、それは幣原内閣打倒をめぐる内容であつて、社会党執行部の戦責問題は姿を消していたのである（「日本社会党結成大会議事録」前出『資料日本社会党四十年史』四二一四三頁）。そして一月二六日に第八九回臨時議会が召集された折、各党より「戦争責任に関する決議案」が上程され、社会党は自由党案に同調したが、その内容は、戦犯の範囲を翼賛政治会や大日本政治会の常任総務以上の者、「満州事変」以降の大蔵経験者並びに内閣書記官長、法制局長官、情報局総裁、大政翼賛会、翼賛壮年団の発案創設者等に局限し、その処分も終生公民権停止といったものであった。結果として同決議案は、圧倒的な議席数を占める進歩党案が可決され、議会の場では公然たる形で戦争責任の処断はなされなかつたのである。結局それは、翌年一月の公職追放指令によつて断行されることになるが、自らの体質を切開できぬ社会党に、戦争責任の究明が果たせる道理はなかつたのである。

かかる戦争責任をめぐる訴追の動きは、日本基督教団にも当然のことながら波及した。こうした事態に当面した教団執行部は、翌四六年一月の『日本基督教団教団新報』紙上に「戦争中に於ける教団立法行政の実相——戦争責任者

は何人か」と題する論説を掲げ、「日下世間に於ては何れの団体に於ても其の首脳者乃至は幹部を日差して戦争犯罪者としての責任を問はうとしてゐる際、教団に於ても戦争中別に総会も開かず、地方会議も廢止する止むを得ない事情にあり、従つて如何にして教会の凡ての運営が行はれたのか、東京教区の間にあつてさへ実相を捕へてゐる教職は少なく、況んや教員に至つては全く不案内の事と思はれる」とした上で、次のように証明している。「第一に基督教関係者は其の教団たると否とに拘らず、能動的に戦争を指導した覚えは毛頭ないのである。基督教を奉ずる限りそんな行動、言論に出でられる道理はない。軍部、政治家が発企し、実施しつゝ戦争が果して正義に準んずるものであるか否かさへ教団を始め基督者一同危んだ。（中略）教団は政府、軍部の強調する戦争目的を其のまゝ、部内に伝ふることを命ぜられ、其の与へられた資料に由つて判断して、それが正義であると認めた処を要求せられるがまゝに部内に宣伝したのである。（中略）戦争であるからは其の必勝を希望し、意図することは国民の義務である。況んや平生社会指導の任にあるものには当然の責任である。問題は戦争を計画し、実施し、敵愾心を鼓吹し、復讐を奨励したか否やに在らう。苟も基督教々職、信徒にさうした人物があるべき道理はない（後略）」。

こうした認識が、自らが迫った教団の戦争協力の実態を完全に黙視する虚偽であったことは論を俟つまでもないが、同文は統いて、教団機構における協議が手続上も合法的であつたとして、「未だ曾つて専断や、理事者の意志に由つて全教団に其の願はざる處を強要した覚えはない」ものである以上、「其の戦争責任を負ふべくば各個教会の責任者が平等にそれに当らねばならなくなる」に、執行体制の責任を転嫁している（同紙、第二五三六号、四六・一・一〇）。まさに、かの「一億総懺悔論」と通底する精神構造と言わざるを得ない。またこの過程で東京の若手教職者の中から戦時下の教団の現実を問い合わせ正そうとした動きが起り、福音同志会を結成して執行部と交渉したが、それも教団総会の新議員選出問題にすり変えられる形となり、戦責問題は教団の中で結局は正面から取り組まれることはなかつた

(土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版局、一九七五、二七二頁)。つまり教団もまた、日本社会党と同根の責任無自覚の体質の下で、戦後における宣教活動を展望していたのである。

さて、こうした教界内外の戦責・追及論の趨向を見やりながら、賀川にはどのような戦争をめぐる自覚があつたのであろうか。結論的には、正面から自らの戦時下における言行を直視し、それを明確な形で弾劾し謝罪するといった姿勢は希薄であったと言わざるを得ない。周知のように、四五年一〇月五日に東久邇内閣はGHQの特高廃止指令に衝撃を受けて総辞職したが、これに対し『日本基督教団教団新報』は、「国民悔恨の震源地」と題する巻頭言を掲げ、「東久邇宮内閣の退陣と共に折角緊張してゐた国民の道義的反省の空氣は弛緩し、其の高く掲げられた総懺悔の運動も一頓坐を来すであらう」との憂慮を表明している。同文によれば、国民は未だ敗戦の真因となつた要素を充分に認識しておらず、国家社会の改革の責任を負おうとはしないが故に、社会は旧態依然としている。このような道義衰退の現実を前に、教界は「万罪の本源が至義、至聖の尊嚴を蔑ろにし、其の稜威を侮つたことに存在することを明確に認識」し、「此の際我が基督者が神を畏懼し、其の不誠実なりしことを台前に慟哭しつゝ悔恨し、十字架の贖償に由るに非ざれば、再生し難き自己の罪惡に戦慄しつゝ、基督の足下に身を投じて、其の恩寵を哀求、懇願するに至らない限り、我が国民の間に道義の昂揚せらるゝ中心なく、其の向上の便のないことを基督者は先づ覺知せねばならぬ」と結ばれている(前出同紙、第二五一三、四、五合併号)。

こうした定言命法的な贖罪意識が、具体的な自らの歴史に対する検証に裏打ちされているものならば、それなりに評価することができるが、そうではなかつたことは既に瞥見した通りである。そして、賀川もその例外ではなかつた。彼は、四七年四月に敗戦後の講演をまとめた『宇宙創造と人生再創造』(上泉書店)を刊行しているが、その第二章「懺悔を許し給ふ神」の中で「一九四五八年八月十五日、我々は大詔を挙げ、国民全体が懺悔反省をしたのであるが、

その懺悔反省の内容に就いては色々の批評がある」とした上で、日本人の懺悔心の希薄な国民的性格を嘆じ、「日本の文学に於ては、懺悔が無い。またそうしたものが不必要だと云ふならば、それは悲しむべき道徳の低劣さを暴露したものだと云はなければならない。狂人、低能者には懺悔はない。下等動物、劣等動物にも内省は起らない」と述べている。文面の高踏性や差別的認識はさておき、それに續いて彼は「戦争に負けたから懺悔すると云ふのでは無く深い自己反省から来る良心の叫びとしての懺悔が無ければならぬ」として、「人から強ひられるからと云ふのでは無く、自己の姿を、絶対無限の神に写して見る時に自己の罪を悟ると云ふ靈魂の内側からの内省がなければ眞の懺悔は起らない」と主張する。

こうした宗教的神性論は、一つの信仰的認識としては賀川に限らず、例えば南原繁もこの時期に同旨の発言を行なつており、別段目新しいものではない。<sup>(13)</sup> しかし賀川は、自らの戦時の所業については一切口を噤むのみならず、以下のような論理の飛躍さえ示すのである。「今回の戦争も終戦となつたが、これが只単に一国のみの懺悔反省に止らず、知ると知らざると拘らず世界の國々が反省し凡ての罪を許し給へと、絶対なる神の前に懺悔の祈りを為すべきである」(『全集』第四卷、一九六四、八一一頁)。

高慢な虚偽意識と言わざるを得ない。戦争責任とは、何よりも実際に戦争を引き起こし、他国を侵略し、彼地の民衆に多大な犠牲と蹂躪を強いた罪禍を、全ての側面において主体的に立証し、責任を自ら負いつつ具体的な謝罪及び賠償行為によつて、その自覚を身に体することであろう。しかし賀川の懺悔觀には、そのような認識は殆んど欠如しており、神への宗教的帰依に問題を収斂させることによつて、事柄の視準を形而上の位相へと転じるのである。

かかる精神主義的な姿勢は、彼がこの前年の六月に著わした『新生活の道標』(コバルト社)においても追認される。同書の中で賀川は、「敗戦は必ずしも滅亡ではない。敗戦を機会にして良心への転向が許された場合には、却つ

て、勇躍の新しき階段をさへ見出すのである」として、国民全体の「道徳的反省と魂の目醒め」を強調しているが、その中で三笠宮との謁見をめぐる挿話を紹介している。「過般、赤坂離宮に、私は三笠宮殿下の御召を受けて、御言葉を拝した。その御言葉の中に『こんな道義が廢棄してゐては、例へ勝つても事でしたね』との反省すべき一節があつた。良心なき勝利は、勝利に価しないと三笠宮殿下は仰せられたのであつた。然し私は、この賢明なる若宮殿下の反省の御言葉の中に、良心を取り戻すためには、敗戦必ずしも亡国ではないと言ふ意味が含まれてゐたやうに拝した。さうだ。良心なくして勝利を獲得し、國が滅亡する前に良心を取り戻すことは、勝利の結果、却つて亡國に接近するより優れてゐるのである。この道徳的反省こそ、日本再建の基礎石でなければならぬ」（前掲『全集』第一三巻、三八頁）。

筆者は、このような認識を示す賀川の、宗教者としての至情を必ずしも否定視するものではないが、観念的な思弁性もさることながら、僅か敗戦の直前まで、戦意昂揚や皇運扶翼の下で民衆の国家に対する殉死まで叫んでいた彼の、時局便乗的な変貌の速やかには閉口せざるを得ない。そこに、賀川という人物の思惟的特質も浮彫りにされるが、そうした推轉を可能ならしめたもの、それは国体護持の一元的な連続性、そしてそれを普遍化する彼の意識構造に他ならなかつたのである。それは、以下の記述にも窺われよう。「私など初めからこの戦争には、本当に勝てるとは思はなかつた。然しだけで始まつた以上、国民の弱点を自分の弱点とし、個人としては背負はねばならぬ責任を負つて行かねばならぬと思つてゐた。（中略）日本は、恢復後もう一度戦争をするつもりなら八月十五日の大詔は下らなかつたと思ふ。大詔に『万世ニ太平ヲ開ク』といふお言葉があるが、この意味は二度ともう戦争をしないといふ意味である」（同書、四〇頁）。

かの詔勅が、不戦の誓いを國の内外に表明するものであつたか否かは別にして、このような主觀的解義を行なう賀

川にとっては、自らの戦争協力も、そして戦後復興の営為も、その抱懐する天皇制国体觀においては連續して意味付けられていたと言えよう。その彼が、天皇に対する戦犯訴追を必死で防衛しようとしたことは当然であり、何故ならそれは取りも直さず自らの在り様をも糾弾することに繋がるからである。そして、賀川が発想の拠り所とした東久邇の「一億総讐悔論」は、それを公にした直後から、国民の間に首肯されるよりは、むしろ時を経るにつれて、戦争における指導者の責任を、一方的に事実上棚上げにして霧散させる欺瞞的な姿勢に対する反発が起り、もはや大衆的な説得力を失っていたのである（吉田裕『昭和天皇の終戦史』岩波書店、一九九二、四八一四九頁）。しかし賀川には、こうした戦争をめぐる民衆の怨嗟を解することはできなかつたのではなかろうか。

ところで、賀川は四六年三月一三日に長谷川如是閑、武者小路実篤等と共に貴族院議員として勅選されている。しかし、登院するためには追放令に基づく公職適格審査が必要であり、G H Q側はなかなか許可を降ろさなかつた。戦時中の対米放送を始めとする彼の戦争支持の問題が支障となつたためである。賀川追放の強硬論者は、C I Sから民政局に移つていたマーカム中佐であったと当時の民間諜報局のJ・F・アイソ大佐が後に回顧しているが（竹前栄治『日本占領——G H Q高官の証言』中央公論社、一九八八、二五八—二五九頁）、既に四四年五月の米国側の国務省戦後計画委員会で承認された「軍國主義の根絶と民主的プロセスの強化」という文書には、占領下にあって助長すべき勢力として、二〇年代の親米派政治家及び財界指導者に加えて賀川が教界指導者として挙げられており（同書、一一七頁）、G H Q内部でも彼をめぐる対立が表面化していた。結局、具体的措置として取られたのは「登院停止」といった留保策であり、四七年五月の日本国憲法施行によって貴族院が廃止となるに及んで、この問題は表面化することはなかつたという（武藤富男「私の見た賀川豊彦」同編『百三人の賀川伝（下巻）無言賦』キリスト新聞社、一九六〇、一五五頁）。

賀川の戦争協力の事実をスクープしたのは、米軍兵士向け報道紙の『スターズ・アンド・ストライプス』であったが、それが日本各紙にも転載されるに及び、俄かに彼の戦争責任の問題が公然たるものとなり、教界内にも波紋を及ぼした。政府及びGHO側にも通じ、その仲介としての役割を演じていた賀川は、当時の日本基督教団においても不可欠の存在であり、擁護に懸命となつた。四六年五月二一日、東京教区会は異例とも思える形で次のような声明書を発し、教界内の動搖を鎮静しようとしたのである。

「近時基督者に対する故意の誹謗攻撃奇烈を極め、殊に賀川豊彦氏に關しラヂオ或は新聞紙を悪用して頻りに無根の事實を基礎とし或は片言隻句を強ひて曲解し社会の認識を誤らしめんと企つるものがある。是れ全く惡意の宣伝たること明白である。我らは同氏が始終一貫、戰時中にも一身の危険をも惜しがらず國際道義の普遍的昂揚と絶対平和の為努力奮闘し來つたことを其の信仰、思想、言動の上より確認する。茲に氏に対する誹謗に抗議し、其の理由なきいとを聲明する」（『日本基督教団新報』第一五四八号、一九四六・六・一）。

この声明書は、日本語並びに英字各日刊新聞社に送達されたが、僅かに『ニッポン・タイムス』のみが翌二二日の紙面に全文英訳を掲載したのみで、他紙はこれを取り上げることはなかつたが、この時、賀川と会見して、この問題をめぐる彼の直話を記録した人物がいる。『シカゴ・サン』紙の特派員であったマーク・ゲインである。後年になって出版された『ニッポン日記』（筑摩書房、一九六三）の同年一月二二日付の中に、その次第が克明に記されている。彼によれば、賀川は當時「政界の星座では重要な星」であり、総司令部の中には彼を總理大臣の最適任者と目する向きもあつたという。面談の席上、話が戦犯問題に及ぶと、さすがの賀川も動搖を匱せなかつた。「（前略）私はけさ始めて賀川に逢つた。約二時間ばかり話したのだが、ほかのことはともかくとして、彼の抜け目のなさだけには感心した。肉体的には彼は恵まれていない、——小柄な、まるで鳥みたいな老人で、シワクチャの洋服を着ていた。しか

し彼の頭脳は鋭く、最近の経験に対する私の質問をたぐみにかつ敏捷にはぐらかした。（中略）彼の話の一部はいろいろな点で事実と合致しない。多くの事実に関しては、彼は口を緘した。……もしこれらの動機に関する質問には解答が与えられないとしても、動機以外の点については、すべて歴然たる記録がある」（同書、九五一九六頁）。

これが、敗戦直後の国民に対して道義昂揚を鼓舞していた人間の姿であった。同文は、馬島惣の宣誓口供書を始め幾つかの賀川の戦争協力を示す事例を列举し、こうした彼をGHQ側が利用しようとしている戦略的意図についても指摘しているが、その中に次の天皇制をめぐる賀川の発言を記録している。「われわれは天皇を必要とする。最近五人の総理大臣が暗殺された。政党はお互い同士泥試合をやりつづけている。われわれには裁決者が必要だ。今上天皇は悲劇の人だ。私は天皇に同情する。戦争の責任は国民と国会にある。天皇には責任はない」（同書、九五頁）。

周知のように、この年の一月一日に「新日本建設に関する詔書」が発せられ、天皇は自己の神格化を否定した。しかし、これもGHQ側と日本政府当局、及び天皇の側近グループによる複雑巧妙な政治的文脈によってなされたものであり、内容的には明治天皇の「五ヶ条の御誓文」を典拠にする君民一如の同胞意識を鼓吹するものであった。そしてそれを定着させるために、早々の二月には天皇の全国巡幸が断行されている。このような戦後天皇制の趣向と軌を一つにするかのように、同年六月からは教団も新日本建設キリスト運動を展開してゆくが、第三回臨時総会で決議された宣言文を見ても、先の総懺悔更生運動におけるのと同じ論調であり、自らの体質を問い正そうとする姿勢は殆んど感じられない（『教団新報』第一五四九号、四六・六・一〇）。

この新日本建設キリスト運動を首唱し、その陣頭に立ったのも賀川であり、その精神的支柱は言うまでもなく天皇免罪論に立脚する国民の道義復興への並々ならぬ献身意識であった。巡幸の折に天皇は、二月二八日に賀川も関係していた世田谷区三宿の兵営住宅に収容されていた戦災者三七〇〇名を慰問したことがあつたが、これに感激した賀川

は「その時、私は初めて天皇が物腰低く、親切で、丁寧で、平民として平民に接せられるのに全く精神的で、人道主義者として最善の努力をしてゐられるのに感心」し、次のように記している。「（前略）平民として眞裸にした天皇は霧に包まれた天皇より更に優れてゐる。現人神としての天皇より、社会奉仕に専念せられる天皇が私達には慕はしい。偶像としてでは無く、平民としての『ヒロヒト』は人間として最も優秀な道徳的存在であることを、私は発見して喜んでゐる」（「平民『ヒロヒト』」サン・ニュース・フォーツ編『天皇』翻訳・一九四七、九六一九七頁）。

こうした天皇像は、戦前より賀川が理想としていたものであつたが、巡幸の過程で天皇が演じた慈惠的な態度が、極めて政治的な意味合いを濃厚に持つていた事実など意に介さなかつたのであらう。敗戦直前には三種神器の護持に拘泥し、大元帥としての戦争における自らの所業をひたすら隠蔽し、その責任を東条英機等の軍事関係者のみに押しつけることで、戦犯指名から免れようと画策した姿を一方で示す天皇が理想たり得るはずはない。

また横山春一の回想によると、彼が戦時中の言行について賀川に尋ねたところ、彼は即座に書棚から聖書を取り出し、ロマ書九章の「もしわが兄弟、わが骨肉のためならんには、我みずから詛われてキリストにすてらるるも、亦ねがうところなり」との一節を示したという（横山「わが兄弟、わが骨肉のためならんには」前出『百三人の賀川伝（下）』六八頁）。横山自身、この時いたく感激したと述懐しているが、このよろな主意的な解義を行なう賀川が、自らの戦責問題を充全たる形で自覺化できないのは自明のことであろう。また彼は、某外国人記者から戦犯と目される人物は誰かといった趣旨の質問を受けた時、「戦争犯罪者の最大な者は私です」と公言したともいう（前出、横山『賀川豊彦伝』四二〇頁）。全く節制を欠いた、逆説的な形を借りた高慢な姿勢と言わざるを得ない。もとより、彼の胸中に戦争をめぐる反省がなかつた訳ではないし、少なくとも主觀的には、戦後の彼の拳動の大要はかかる動機に促されるものであったことは疑いない。しかし、観念的に、かかる意向を一元的な宗教的懲悔論へと環元してゆく時、

そこには抜き差しならぬ虚飾が生じる結果となる。そして恐らく終生、天皇制国体の擬似普遍性を賞揚し、それへの帰属意識から逃れ得なかつた彼は、天皇美化の主情的陥穿の中で、その擁立に對する異常なまでの使命意識を自らに課するのであつた。こうした賀川を、彼より一三歳年少であつた天皇も好意を持って遇し、四六年一月には彼を皇居に招き約二時間の聖書講義を受け、次いで九月二〇日には宮内庁職員に對して賀川は「最近の社会事情について」と題する講演を行ない、さらに翌四七年二月七日には天皇后に「日本に於ける社会事業の現在及び将来」との論題の進講を行なうこととなる。

なお、時期的には下るが、五八年一二月六日付『キリスト新聞』（第六一四号）は、その前月に行なわれた岸首相を議長とする皇太子の婚姻に関する皇室會議を報ずる祝賀記事を第一面に掲げるものであつたが、同紙面の賀川による「涙壺のささげもの」との一文には、次のくだりがある。<sup>(14)</sup> 「（前略）敗戦の一ヶ月前、私は東京九段下の憲兵司令部で九日間取調べを受けた。その時、私は敗戦になれば、戦争には出て行きたくはないが、焼け死んでも國に殉する覚悟をしていた。私ひとりが國家に反逆する気は持つていなかつた。私は連合軍と戦争することが間違であるとは思つたが、東洋を占領する諸外国に罪があるとも思つた。私は涙壺を用意して、日本の罪、列国の罪として人類の神への反逆の罪を『ざんげ』せねばならぬと思つていた」。この文章に示されるように、賀川の、自ら抱懐する贖罪的世界觀の中に、具体的な戦争責任の論議を溶解させる精神構造は、その後も変化してはいなかつたのである。

### むすびにかえて

敗戦によつて、天皇制ファシズムは敗北したかに見えた。しかし、その直後によつてなされた天皇制国體護持論の

強調は、解体した民衆の心的紐帯を天皇への忠誠の下に帰一させ、新たな有機体的国家観の中で再編しようとするものであった。もとより国体觀といつても、個人としての天皇と制度としての天皇制の区別も曖昧であり、その意味するところも、國家、國史、郷土、國民性及び諸伝統等を混在一体化させた觀念的幻想でしかなく、論者によつても力点が多様であった（川島高峰「日本の敗戦と民衆意識——天皇制ファンズムから天皇制デモクラシーへ」（『年報日本現代史』創刊号、東出版、一九九五、一七六頁）。そうした觀点から、賀川の国体觀を検討する時、今一つの問題が浮上する。

賀川は、四六年一〇月に『現代』誌上で有馬頼寧との対談を行なつてゐるが、その中で「日本は皇室中心立憲民主主義でなければならぬ」として、「勤労中心の尊皇國家」を理想として掲げてゐる。更に「日本のやうな歴史性を重んずる国家に於ては、歴史性を重んじていゝと思ふ」との伝統主義的歴史觀を披瀝する彼は、華族制度をも保存して一向差支えないとさえ述べてゐる。さすがに華族に属する有馬もこれには驚いたと見えて、華族制度が単に名誉の象徴として存在するのならば異議はないが、政治的特權を有することの危険を懸念したが、これに対し賀川は次のように釈明している。「私今言つたのは誤解なきことを希望します。名誉とか、政治などと言ひません。歴史性と言つた。日本に於ける歴史性といふものは保存していゝと思ふのです。私はさうして人種の優秀性を保たうと思ふのです。歴史性を重んじないと、遺伝学的に考へて、相當に混乱すると思つて居る。（中略）私は歴史性を重んじて華族制度を置くといふことと、貴族院の特権的政治を認めないといふこととは、全然別だと思つてります」（傍点引用者、同誌、第二六卷第一〇号、一九四五・一〇・一、二〇一一頁）。

全く奇異な論理展開としか言いようがないが、賀川にとつては敗戦といった天皇制国体存亡の危機に当たり、政策的に種々の民主改革の必要を主張する反面、どうしても民族的生命体としての国家幻想は脳裏を離れることはなかつ

たのである。こうした意向は、先述した「無産政党の再出発」と題された演説の中で、より明瞭な形で確認できる。この中でも彼は自らの持論である君主制民主主義の採用を繰り返し主張しているが、その社会学的根拠として「権力の所在」、「國家生命」、「國家の不動性」、「社會進化」等の七項目を挙げ、次のように述べている。「國家生命の永遠性を表現する意味に於て、又、社會遺伝の純潔なる持続を表現せられるものとして我国の皇室程優れた存在はない。選挙の度毎に主権が変動するのでは國民の勢力の消耗も甚しい。然るに、日本に於ては總べての經濟機構を超越して、國家機構の脊髄として、社會遺伝の最も純粹なる形に於て皇室を戴くことは國民に取つて光榮の至りと考へねばならぬ。」

これは、もはや旧来の家族國家觀に立つ天皇制イデオロギーの枠をはるかに越えた、一種の生物学的淘汰觀の天皇制への援用である。それ故、「時代の變化を超越し、國權の不動なることの表徵として、又民族保存の不動なる表徵として、皇室が万世に立つて連綿として通じてをらるゝことは、この上なき幸福」との至福すら抱く賀川は、社會進化にあつては「創造性と保存性と修繕性の三要素」が必要であるとし、「統一を欠く國家に創造性はあり得ない」との立場から、「我々は万世に亘つて皇室に歸し奉ることによつて、組織と協同による創造性を發揮し得る」と主張するのである。そして社會進化の「修繕性、即ち救濟性」の見現こそが、かの「終戦の詔勅」であり、「統一性のある所皇室は社會連帶の表徴であり、國家を救ひ給ふ力は万世に太平を開き給ふ、救濟力として現われたのであつた」とまで礼賛する始末であった（前出『全集』第一四巻、四二一頁）。

こうした賀川の國体觀は、内容的には宗教的妄言としか表現のしようのないものであるが、しかもこのような立論が彼の場合、科学的合理性を有しているかの如き臆断によつて構成されている点に、筆者は癪し難い病根めいたものすら覚える。その若き日より進化論的思考の中で森羅万象を解し、殊に戰時下にあっては優生学的視点から民族的防

御論を展開していた賀川にとって、日本民族の協同的一体を求める過程で天皇家の存続は至上命題となつており、彼の尊皇意識に基づく民族的・一体観は、優種保存の原則によつて科学的に補強されていたのである。そこには、皇民化政策に示される、天皇制イデオロギーがアジア諸地域の諸民族に加えた圧虐の現実に対する反芻的自覚は欠落している。

また賀川は、四五年一〇月一日に神戸市顧問にも就いているが、同月二八日に神戸市は神戸新聞社との共催で海員会館を会場に彼を講師とする「新生日本建設の講演会」を催している。聴衆は一千余名あつたといふが、賀川はその中で次のように語つてゐる。「(前略) ポツダム宣言のいふ日本は民主主義を復活強化せよといふことに対し、これから民主主義を創らねばならないと思ふことは大きな違ひで、これを満州事変以前の主義感復活させなければ事足りるのだ、私は最近よく人から民主主義とは何ですかと聞れるが、日本は昔から民主主義国家である。遠く古事記に誌されてゐる時代からわが国は民主主義国家であった。(中略) 日本は今更民主主義を創造する必要は更にない。それを民主主義の国となるのだから天皇制は不要だといふ人たちは歴史を知らぬ者の言葉だ。これが、賀川の歴史観なのである。今日から見れば、その復古調の時代錯誤には呆れるばかりであるが、しばらく彼の主張を聞こう。「(中略) 日本は不偏不党、万世一系の皇室を戴いてゐる、皇室は一千六百年間かつて一度も国民に苛酷な要求をされたことはない、常に慈愛に富んだ道徳政治を以て国民に君臨遊ばされた、(中略) 我國は君主制民主主義によつて政治即道德の精神を十分に活し、理想国家の建設を目指して発明、発見に全力を注いで米国に負けぬやうになればこんどは米国の方が恥かしくなつて武装解除をやるたらう、か□□てこそ日本が世界を指導して道義運動を起し、大東亜建設の希望も八紘一宇の世界も日本から出来上るのだ」(「不滅の理想国家へ天皇制は絶対必要」『神戸新聞』一九四五・一

戦時中、賀川は皇紀二千六百年の奉祝氣運が国家的規模で横溢していた四〇年一〇月に、『雲の柱』に「皇紀二千六百年」と題する巻題言を掲げたが、その文面と比較すると、内容的には何一つ変化してはいない事実に驚かされる。否、驚くまでもないのであろう。皇統翼賛の姿勢は、敗戦の現実に直面しても微動だにせず、むしろ危機意識の中でいやましに慕倣の念は強くなっていたのであった。

以上、本稿において筆者は、主として敗戦直後から四六年六月に教団が新日本建設キリスト運動を開始するまでの期間における賀川の天皇制観を追ったが、それ以降、彼の著わした文章には、天皇をめぐる記述は殆んど姿を消す。それは、彼に関心がなくなったことを示すのではなく、新憲法制定下で象徴天皇制が確立し、少なくとも政治の舞台においては天皇制廃絶の趨勢が認められなくなつた時、彼にはもはや以前のような皇室護持論を標榜する必要がなくなつたからである。それは、彼が首唱して設立した国際平和協会が、天皇詔勅の精神を奉戴する旨明記されていた綱領第一項を、後に「新憲法の精神にもど<sup>うき</sup>」と変更していることによつても窺知されよう。

なお賀川は、その死の前年の五九年一月に天皇制存廢について質問された時、以下のように答えていた。「僕は天皇制の必要を言うのに二つの理由がある。(一)経済的(二)大統領の選挙を何度もやつて見よ、莫大な経費がかかる。二六〇〇年も続いた天皇制があれば結構じゃないか、外国の使者に会つて貰うのにも一番都合がよい。(二)日本は天皇制のあるお蔭で案外うまく治まつている。今の日本に天皇制を廃止すれば内乱が起るよ」(田中芳三編『神はわが牧者——賀川豊彦の生涯とその事業』クリスチャントラフ社、一九六〇、一二五頁)。真意は測りかねるが、額面通りに解すれば一面で皇國主義者からすれば不敬とも思われる実利有用論であるが、他面では彼が民主主義については無理解な認識しか持ち合わせていなかつたことの証左ともなろう。そして國家は、彼が没した五日後の六〇年四月二八日に、勲一等瑞宝章をもつて生前の功勞に報いたのである。まさに賀川は、敗戦後のキリスト教界の道標であつたば

かりではなく、戦後天皇制にとつても道標なのであった。しかし、かかる彼の足跡が、戦後思想の在り様として、あるいは一個のキリスト者の生態として、検証に耐え得るものか否かは別問題であろう。

註

- (1) 筆者は既に、同志社大学人文科学研究所編『近代天皇制とキリスト教』（人文書院、一九九六）に、賀川の天皇制観をめぐる論稿を執筆している。これは、主として戦前の彼の天皇制をめぐる在り様について、従来とは異なる視角から分析したものであり、本稿と併読して下さると幸いである。
- (2) 本稿と同じ主題を扱った先行研究としては、戦後の日本基督教団の歩みをめぐり賀川について触れた一連の土肥昭夫教授の論稿の他に、金田隆一「戦後の日本キリスト教団、キリスト者グループの戦争責任問題に関する——賀川豊彦らを中心とする天皇制擁護と天皇制の本質について」（『吉小松工業高等専門学校紀要』第二四号、一九八九）、佐治孝典『賀川豊彦の天皇制観』（同著『土着と挫折——近代日本キリスト教史の一断面』新教出版社、一九九一）、河島幸夫『賀川豊彦と太平洋戦争——戦争・平和・罪責告白』（中川書店、一九九一）がある。しかし結じてそれらは、賀川の言行を厳密な形で実証的に追跡したとは言い難く、僅かの断片的な事例を繋ぐ叙述となつており、不十分な内容と言わざるを得ない。また、安藤肇『深き淵より——キリスト教の戦争体験』（長崎キリスト者平和の会、一九五九）は、氏自身の戦争体験から賀川の姿勢を厳しく問う直す内容を含み、貴重な証言ともなつてゐる。
- (3) 『賀川豊彦全集』第二四巻（キリスト新聞社、一九九四）所収の「賀川豊彦年表」には、同年八月二三日に「身辺に危険迫るの情報あり板木県間々田に避難」とあり（同書、六一三頁）、八月一五日の行動記録は記されていない。なお、本稿では同全集は全て『全集』と省略する。
- (4) 永六輔監修『八月十五日の日記』（講談社、一九九五）二六二頁。ただし、この典拠は同書において明記されていない。
- (5) 青江舜一郎『石原莞爾』（読売新聞社、一九七三、中公文庫版、一九九二）四四八頁。なお、東久邇の「一億総懲悔論」が、賀川の感化によるものとする臆測が一部にあるが、石原の影響の可能性が高い。彼は敗戦後、「国民総懲悔」を提唱し、それが新聞各紙に報じられるとともに、各地を遊説した。
- (6) 道義新生会の綱領（草案）は、以下の通りである。「一、我等は万世に太平を開き給ふ皇室を尊崇し至誠以て国体を護持

す、二、我等は懺悔反省し宇宙を貫く信念を養ひ道義の昂揚に努む、三、我等は世界の和親を旨とし平和国家の確立を期す、四、我等は勤労生活を尊び科学を愛し、新日本を建設す、五、我等は社会奉仕を旨とし博愛精神に生ぐ」（「賀川先生の横顔」『火の柱』第四号、一九八五・九・一〇）。

(7) 『東久邇日記』によると、この両教団代表との謁見の後に、河合道子の通訳でフランス人ヨセフ・フロチャック、米国人ジエームス・バーン等の外国人宣教師及び社会事業家一六名とも交流を行なつてゐる（同書、二四一—二四二頁）。

(8) 厚生省の報告によれば、敗戦によつて新たに一三三四万人の失業者が生まれると推計されており、予定住宅も四二〇万戸にのぼり、さらに東京都『戦災者現況調』によると、四五五年九月一日現在で現住人口総計三二八万七二五人中、現存罹災者人口一〇七万七三八三人であり、約二九パーセントの人々が壕舎・バラックで生活してゐたという。そして食糧難のために、まさに都市部は飢餓地獄の様相を呈してゐた（東京歴史科学研究会現代史部会『日本現代史の出発』青木書店、一九七八、二一一二二頁）。

(9) たとえば、戦争終結工作において首導的な役割を演じ、戦後構想においても明確な政治方針を持つてゐた近衛文磨は、四年二月の上奏文の中で、国民の「生活ノ窮屈化、労働者発言度ノ増大、英米ニ対スル敵愾心ノ昂揚ノ反面タル親ソ氣分、軍部内一味ノ革新運動」等の事態に鑑み、「共産革命達成ノアラユル条件日々具備セラレニク觀有之候」と結論付けてゐる（吉田裕「近衛文磨——『革新』派宮廷政治家の誤算」、吉田・小田部他『敗戦前後——昭和天皇と五人の指導者』青木書店、一九九五、三五一一六頁）。近衛は、東久邇内閣に副總理格の國務大臣として入閣してゐるが、賀川は有馬頼寧の周旋で戦前に彼と会つたこともあり、四一年四月の平和使節訪米の際には、近衛からルーズベルト大統領に対して、悪化する日中関係の和平調停に当たる要請を行なうことを依頼されたといふ（園部不二夫「近衛・ルーズベルト・賀川——日米外交秘話」『毎日新聞』一九六〇・四・二七）。

(10) 賀川は『新生活の道標』（コバート社、一九四六）の中で、敗戦の原因として次の一〇項目を列挙してゐる。一、自然科学の遅れしたこと。二、道義の頽廃。三、社会的指導力の欠如。四、ナチズム模倣の統制経済の失敗。五、陸海軍相剋摩擦の不一致。六、労働階級無視、勤労動員の失敗。七、宗教政策の失敗。八、教育の失敗。九、スピード無視の失敗。十、世界的視野、世界的知識の欠如喪失（『全集』第一三巻、三五頁）。もとより、そこには「敗戦の原因」は語られても「開戦の原因」については顧みられてはいらない。

(11) 警保局外事課「首相官外人記者団との御会見に関する件」（一九四五・九・一〇）（栗原憲太郎編『資料日本現代史2』大

月書店、一九八〇、所収)。この時、記者団より「首相ノ答ハ曖昧テ言葉ヲエズシテ回答ヲ避ケテ居ル様ニ思エル」との指摘を受けた東久邇は次のように答えている。「ソウダラウ。曖昧ニ思フノモ無理ハナカラウ。然シ實際ニ自分ハ知ラナイダ。知ラナイノハ自分バカリデハナク、日本人全体ガ實際ノ事ヲ知ラナイ(後略)」(同書、三三六頁)。

(12) 敗戦前後の国内外の天皇制存廃をめぐる動向については夥しい文献がある。英文資料としては、山極・中村編、岡田訳『資料日本占領——天皇制』(大日書店、一九九〇)があり、研究書としては、武田清子『天皇觀の相剋』(岩波書店、一九七八)、中村政則『象徴天皇制への道——米国大使グルーとその周辺』(岩波新書、一九八九)、同著『戦後史と象徴天皇』(岩波書店、一九九一)、吉田裕『昭和天皇の終戦史』(岩波新書、一九九二)がさし当たり参考となろう。また、昭和天皇のマッカーサー会見については、松尾尊允「考證昭和天皇・マッカーサー元帥第一回会見」(『京都大学文学部研究紀要』第二九号、一九九〇・三)は、從来『マッカーサー回想記』に依つてなされてきた事実誤認を正したものとして注目される。

(13) 南原は次のように主張している。「およそ人は人間性をいかに広く豊潤に生きえたとしても、それだけでは眞に人格個性的自覺に到達することは不可能と考えなければならない。それには必ず人間主觀の内面をさらにつきつめ、そこに横たわる自己自身の矛盾を意識し、人間を超えた超主觀的な絶対精神——『神の発見』と、それによる自己克服がなければならない」(平田哲男「戦後知識人の民主革命像——『八・一五』五〇周年を前に」『大原社会問題研究所雑誌』第四三四号、一九九五年一、一六頁)。

(14) 袖井林二郎『マッカーサーの二千日』(中央公論社、一九七六)は、本稿執筆においても多くの学んだが、この『キリスト新聞』の典拠を「昭和三十二年一二月六日号」としている(中公文庫版、二三一頁)。誤認として指摘しておぐ。

附記 本稿に引用した資料の中には、数箇所の差別、蔑視語が存在する。資料的性格を持つものとして筆者は原文通り引用したが御了解下さると幸いである。また資料利用に当たり、数点を賀川記念・松沢資料館より提供を受けた。記して謝意を表したい。